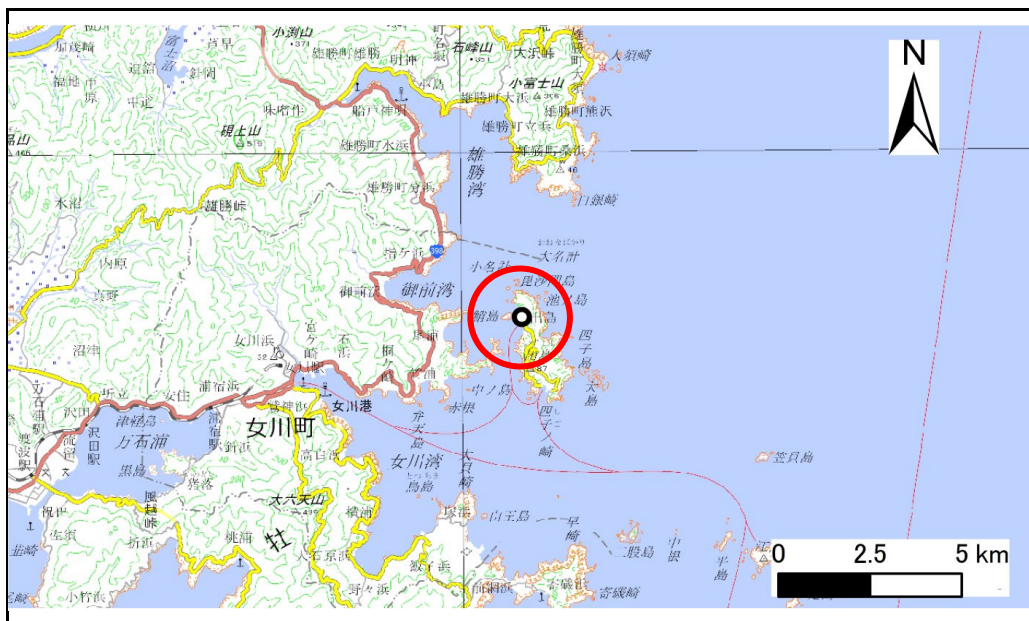


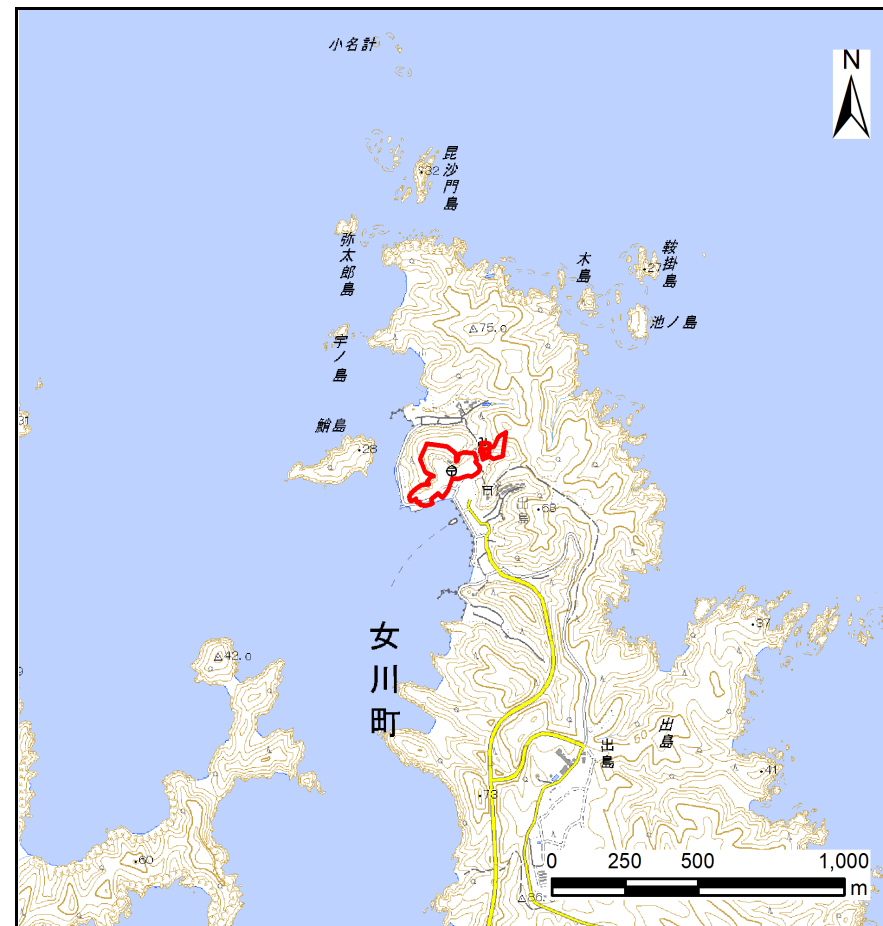
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0984-1
箇所名	出島の2-1
所在地	牡鹿郡女川町出島字出島
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第888号)」

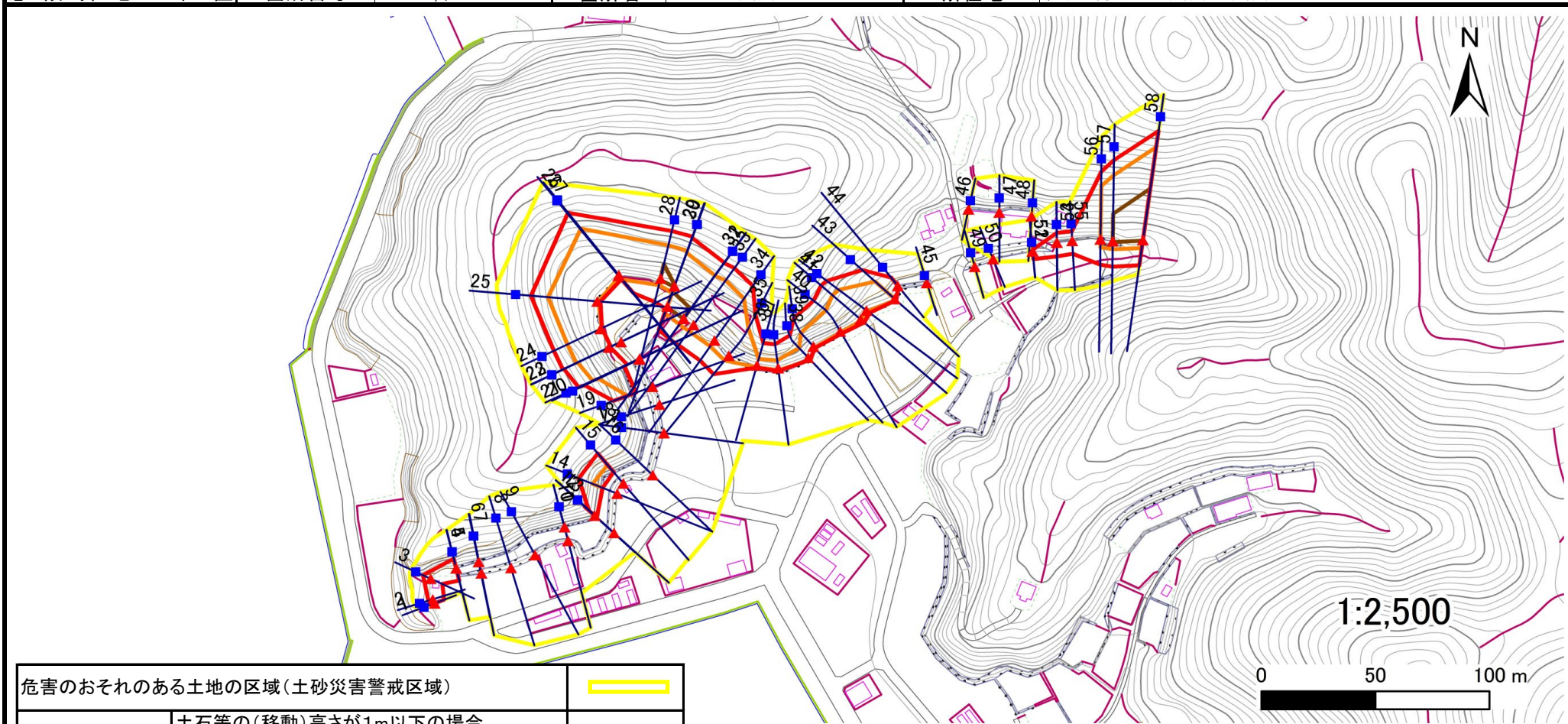
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

調査年度	平成30年度
------	--------

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0984-1	箇所名	出島の2-1	所在地	牡鹿郡女川町出島字出島
---------	------	------------	-----	--------	-----	-------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置		箇所番号		I-自-0984-1		箇所名		出島の2-1		所在地		牡鹿郡女川町出島字出島					
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	63.7	1.0	-	-	10.7	2.2	27 ~ 28	146.8	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0
2 ~ 3	-	-	70.0	1.0	-	-	14.5	2.9	28 ~ 29	147.9	1.0	100.0	1.0	16.9	3.4	15.2	3.0
3 ~ 4	-	-	70.3	1.0	-	-	15.0	3.0	29 ~ 30	152.9	1.0	100.0	1.0	16.1	3.2	15.2	3.0
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-	30 ~ 31	152.9	1.0	100.0	1.0	16.1	3.2	15.2	3.0
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	31 ~ 32	151.8	1.0	100.0	1.0	15.5	3.1	15.2	3.0
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	32 ~ 33	154.7	1.0	100.0	1.0	-	-	14.2	2.8
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	33 ~ 34	154.7	1.0	100.0	1.0	-	-	14.2	2.8
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	34 ~ 35	152.2	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	35 ~ 36	143.7	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-	36 ~ 37	115.4	1.0	100.0	1.0	-	-	10.5	2.1
11 ~ 12	-	-	-	-	-	-	-	-	37 ~ 38	124.3	1.0	100.0	1.0	-	-	13.0	2.6
12 ~ 13	-	-	92.6	1.0	-	-	10.5	2.1	38 ~ 39	130.4	1.0	100.0	1.0	-	-	13.2	2.6
13 ~ 14	-	-	100.0	1.0	-	-	9.6	1.9	39 ~ 40	138.9	1.0	100.0	1.0	-	-	13.7	2.7
14 ~ 15	120.6	1.0	100.0	1.0	-	-	9.8	2.0	40 ~ 41	148.4	1.0	100.0	1.0	-	-	14.9	3.0
15 ~ 16	-	-	-	-	-	-	-	-	41 ~ 42	148.4	1.0	100.0	1.0	-	-	14.9	3.0
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	42 ~ 43	146.6	1.0	100.0	1.0	-	-	14.9	3.0
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	43 ~ 44	-	-	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	44 ~ 45	-	-	-	-	-	-	-	-
19 ~ 20	140.2	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3	~								
20 ~ 21	146.0	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.5	46 ~ 47	-	-	-	-	-	-	-	-
21 ~ 22	146.0	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.5	47 ~ 48	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	147.5	1.0	100.0	1.0	-	-	12.9	2.6	~								
23 ~ 24	147.5	1.0	100.0	1.0	-	-	12.9	2.6	49 ~ 50	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	146.5	1.0	100.0	1.0	-	-	13.5	2.7	50 ~ 51	-	-	-	-	-	-	-	-
25 ~ 26	146.4	1.0	100.0	1.0	-	-	14.4	2.9	51 ~ 52	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	141.4	1.0	100.0	1.0	-	-	14.4	2.9	52 ~ 53	-	-	77.3	1.0	-	-	14.0	2.8

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0984-1	箇所名	出島の2-1	所在地	牡鹿郡女川町出島字出島										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
53 ~ 54	-	-	77.3	1.0	-	-	14.0	2.8	~							
54 ~ 55	-	-	77.3	1.0	-	-	11.4	2.3	~							
55 ~ 56	-	-	100.0	1.0	-	-	14.6	2.9	~							
56 ~ 57	158.3	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~							
57 ~ 58	159.0	1.0	100.0	1.0	16.6	3.3	15.2	3.0	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							